◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３５１号（H28. 5. 20）◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．　重大事故等情報＝３件（５月１３日～５月１９日分）
（１）乗合バスの衝突事故
（２）トラックの酒気帯び衝突事故
（３）トラックの衝突事故
２．軽井沢スキーバス事故を受けた集中監査の実施結果（速報）について
３．車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について
４．タクシーの事故調査分析結果について（関東運輸局発）
５．４月１３日に発生した貸切バスの車両火災事故に関する補足情報（中部運輸局発）
６．軽井沢スキーバス事故を受けた街頭監査の実施結果について
７．軽井沢スキーバス事故対策検討委員会における中間整理の公表について
８．運転中のスマートフォン操作は厳禁です！
９．貨物自動車運送事業の安全確保の徹底について
１０．乗合バスの事故防止対策について（関東運輸局発）
１１．デファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい！
１２．株式会社イーエスピーの貸切バス事業許可の取消処分を行いました（関東運輸局発）
１３．スプリング式補助ブレーキを戻し忘れないように！
１４．事業用バスの車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について
１５．トラックの資材ボックスは確実に取り付けましょう！（北陸信越運輸局発）
１６．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
１７．軽井沢スキーバス事故を受けた対策について
１８．乗合・乗用・自家用有償の安全確保の徹底について
◇◇◇

この事故により、バスの乗客１名が重傷を負い、１５名が軽傷を負った。
現場は信号機のないＴ字路の交差点で、軽自動車側に一時停止線があった模様。

（２）トラックの酒気帯び衝突事故
５月１７日（火）午前６時００分頃、静岡県の国道において、同県に営業所を置くトラックが運行中、交差点で信号待ちをしていた別のトラックに追突した。
この事故により、双方のトラック運転者が軽傷を負った。
警察によると、追突したトラックの運転者の呼気からアルコールが検出されたため現行犯逮捕された模様。

（３）トラックの衝突事故
５月１９日（木）午前８時１５分頃、宮城県の県道において、岩手県に営業所を置く大型トラックが運行中、センターラインを越えて対向してきた軽自動車と衝突した。
この事故により、軽自動車の運転者と同乗者が死亡した。トラックの運転者にけがはなし。
事故は、軽自動車の運転者がよそ見をしたことによりセンターラインを越えた模様。

上記３件の死傷者数計：死亡２名、重傷１名、軽傷１７名（速報値）

◇◇◇

受診（６４事業者、２０．６％)、適正な運賃・料金の収受違反（７２事業者、２３．２％）でした。

２．監査実施後の措置
集中監査において何らかの法令違反が確認された事業者（２４０事業者）に対し、監査実施日に改善指示書を交付しました。
４月２７日現在で、法令違反項目全てにおいて改善済みを確認できた事業者は１２２者、１．に記載した安全に関わる主な法令違反に対し改善着手中の事業者は３２者であり、
改善に着手していない事業者は86者でした。
なお、一項目でも未改善の事業者に対しては、継続的に呼出監査等を行い、５月中旬までに全て改善するよう指示を出し徹底してまいります。
今後、行政手続法の所要の手続きを経て、厳正に行政処分を行います。

その他、詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000241.html

◇◇◇

査分析結果をとりまとめましたのでお知らせします。
　昨今、管内のタクシーの死亡事故件数は減少傾向が見られないことから、関係業界におかれましては、この分析結果も活用していただき、引き続き事故防止に取り組んでいただくようお願いします。

【主な分析結果】
１．事故の傾向
（１）事故概要の特徴
・発生時間は２２時～４時である。
・空車時で発生。
（２）運転者に共通する問題点
・適性診断において、指摘されている事項が事故と関連している。
・法定速度超過。
（３）運行管理に共通する問題点
・適性診断結果を活用していない。
・指導・監督において、運転者の習得の程度を把握していない。
２．再発防止策として考えられるもの
（１）運転者に対する指導監督の強化
（２）適性診断結果の活用
（３）安全を意識した運転

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
　→
https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1604/0415/cs_p160415.pdf

◇◇◇

に収納してはいけないということは、各バス事業者にとって、輸送の安全の確保のためには当たり前のこととは思いますが、このような事故が発生していることから、同種事故の再発防止を図るため関係事業者におかれましては、車両内に「発火のおそれがあるものや可燃性が高いものは、絶対に収納してはいけない」との認識を改めて持っていただくよう、早急に周知徹底を実施し、輸送の安全の確保に努められるようお願いします。

◇◇◇

【６．軽井沢スキーバス事故を受けた街頭監査の実施結果について】

（更新日：H28.4.13）

国土交通省では、軽井沢スキーバス事故を受け、緊急対策として貸切バスを対象とした街頭監査を実施しました。本年１月２１日から３月中旬にかけて、全国において計２４２台の貸切バス車両を対象に街頭監査を実施した結果、うち８６台（35.5%）の車両について法令違反が確認されました。具体的には以下のとおりです。

１．貸切バス事業者に対する街頭監査の結果について

１月２１日から３月中旬にかけて、全国の貸切バス乗り場等、のべ３８か所において、国土交通省の監査官が抜き打ちで出発前のバスに立ち入り、運転者の健康状態、交替運転者の配置状況、運行指示書の作成状況等について確認を行ってきました。

その結果、２４２台に対して８６台（35.5%）の車両に法令違反を確認しました。

なお、２月３日に、法令違反が多い事項をリスト化したチェックシートを全事業者へ配布し、運行前に事業者自らが最終確認を行い法令遵守を徹底するよう通達しました。また、街頭監査時に法令違反が確認された場合は、速やかに改善指示を行い改善の確認を行うとともに、その他の運行についても法令遵守を徹底するよう通達しました。

法令違反指摘率について、通達前は４６％、通達後は２３％でした。

２．監査実施後の措置

街頭監査において法令違反が確認された事業者に対しては、監査実施日から原則３０日以内に呼出監査を実施し、呼出監査時点において、同様の違反事項が全て改善されたことを確認しています。街頭監査については、今後ともゴールデンウィーク等の多客期を捉え、引き続き行うこととしています。

※その他、詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000240.html

◇◇◇

【７．軽井沢スキーバス事故対策検討委員会における中間整理の公表について】

～徹底的な事故の再発防止に向けて～
（配信日：H28.3.29）

平成２８年１月１５日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ設置した「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において、再発防止策についての「中間整理」がとりまとめられました。

＜中間整理の概要＞
○　本年１月１５日に発生した軽井沢スキーバス事故（乗客１３人、乗員２人死亡）を踏まえ、関越道での事故（平成２４年４月）後の対策を含むこれまでの安全対策を徹底的に再検証し、貸切バスをめぐる構造問題を踏まえつつ、実効性のある再発防止策の方向性をとりまとめたもの。
○　検討のポイントは、
・貸切バス事業者に対する事前及び事後の安全性のチェックの強化
・運転者の技量のチェックの強化
・ハード面の安全対策の充実
・旅行業者等との取引環境の適正化
・利用者に対する安全性の「見える化」
○　再発防止策は実施可能なものから順次実行に移すことを、工程表とともに提言。特に速やかに講ずべきとされた対策の例としては、
・悪質事業者に対する厳格な処分
・新規雇入運転者等への実技訓練やドライブレコーダー装着の義務付け
・利用者への貸切バス事業者名の提供、下限割れ運賃等の通報窓口の設置
○ 検討委員会は、今後「総合的な対策」のとりまとめに向け、議論を継続。

※その他、詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000238.html

◇◇◇

乗務員に対して道路交通法等の法令遵守の再徹底を図るよう指導したところです。

関係者の方々におかれましては、運行にあたっては、道路交通法等の法令遵守の徹底を図り、安全の確保を最優先するようお願いいたします。

◇◇◇

【１０．乗合バスの事故防止対策について（関東運輸局発）】
（配信日：H28.3.11）

関東運輸局では、乗合バスの運行において、人身事故に繋がりやすい「歩行者・自転車との接触事故」や、「車内での転倒事故」の防止の更なる推進が喫緊の課題となっているため、関東地区バス保安対策協議会と合同で「乗合バス事故防止対策検討ＷＧ（ワーキンググループ）」を開催し、乗合バスの事故防止対策に取り組んでいるところです。

関東管内の乗合バスの事故発生状況については、平成２７年の「歩行者・自転車事故」及び「車内事故」の発生件数は減少したものの、発生件数のうち約７割が乗務員に起因している状況にあり、関係者によるさらなる取組が求められている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、今般、以下のとおり、乗合バスの事故防止対策をとりまとめましたので、お知らせします。

関東運輸局は、引き続き、関係事業者と連携・協調して、乗合バスの事故防止対策を推進してまいります。

なお、バス直前への飛び出しや、車内での座席移動などは、バスの走行中の事故に直結する大変危険な行動です。バス利用者等の方々におかれましても、交通ルールや車内マナーを守り、バスの安全な運行にご協力とご理解をお願いします。

〇乗合バスの事故防止対策
１ 事故防止に効果が期待できる取組の水平展開
・乗合バス事故防止対策検討ＷＧにおいて取りまとめた「歩行者・自転車事故、車内事故の防止に効果が期待できる取組方事例」（別添３を参照）について、乗合バス事業者への水平展開を行う。（随時）
２ ドライブレコーダー映像による乗務員向け教材の作成・活用・個々の乗合バス事業者が有しているドライブレコーダー映像のうち乗務員教育として活用できるものを（一社）東京バス協会で収集し、乗務員向け教材を作成・活用していく。（平成２８年度前半）
３ バスドライバー安全運転コンテスト（仮称）の開催
・関係者の協力を得ながら、（一社）東京バス協会において、バスドライバー安全運転コンテスト（仮称）を開催し、乗務員の安全意識の向上と安全・安心な旅客の輸送の充実を図る。（平成２８年度中）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→
https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/hoan/date/bus_wg_kentou_H27.pdf

◇◇◇

【１１．デファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい！】
（配信日：H28.3.4）

昨年末から事業用自動車の車両火災事故が複数発生した中で、岡山県津山市の火災（１月３１日）、北海道勇払郡の火災（２月８日）は、いずれも貸切バスが走行中、後軸付近から出火したものであり、その状況から、差動装置（デファレンシャル）のオイルが不足もしくは著しく劣化したことにより潤滑不良となった状態で走行を続けたことから同装置の内部が過熱し、火災に至ったものと推定されています。

このようなことから、同種の事故を未然に防止するため、関係事業者の皆様におかれましては、下記事項について徹底を図り、輸送の安全に万全を期されますようお願いします。

記

１．デファレンシャル周辺のオイル漏れの有無を点検し、オイル漏れがある場合は所要の整備を実施すること。
２．デファレンシャルのオイルの量を点検し、不足している場合は補給すること。
３．デファレンシャル・オイルは、自動車製作者等が推奨する期間を参考として交換すること。

上記の内容は、平成２８年３月４日付けで、公益社団法人日本バス協会及び公益社団法人全日本トラック協会等に対し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000232.html

◇◇◇

事業者名：株式会社イーエスピー
東京都羽村市富士見平２－１－５
代表者：髙橋　美作

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1602/0219/k1_p160219.pdf

◇◇◇

（配信日：H28.2.19）

　バスの車両火災事故防止については、従来から機会あるごとに注意喚起をしているところですが、昨年末から２月８日までに６件の火災事故が発生していることは誠に遺憾であります。
　このような状況を受け、国土交通省では、平成２３年から２６年の間に発生した事業用バスの車両火災事故について分析を行いました。
　バスの車両火災事故については様々な原因が考えられるところでありますが、今回の分析結果では、点検整備不十分、整備作業ミスといった点検整備に関するものが見受けられました。
　ついては、同種事故の再発防止を図るため、関係事業者におかれましては、今回の分析結果中、出火に至る状況として多くを占める電気配線ショートや燃料漏れなどを発生させないよう定期交換部品の確実な交換の実施、自動車部品の確実な取付けなど、適切かつ確実な点検整備の実施について周知徹底をお願いします。

上記の内容は、平成２８年２月１９日付けで、公益社団法人日本バス協会等関係団体に対し、通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001119909.pdf

◇◇◇

記

１．車体へ装着されている資材ボックス等構造物の確実な取付けについて点検すること。その際、不良箇所等が発見された場合は早急に対策を講じること。
２．資材ボックス等の使用については、使用する物品に応じた構造とし、その機能の維持に関して適切に管理すること。
３．積載物等が走行中に荷崩れ等により落下しないように、適切、かつ、確実な固縛等を行うこと。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→
http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/car/pdf/h280217annzenkakuhotuutatu.pdf

◇◇◇

国土交通省では、１月１５日に発生した軽井沢スキーバス事故を受けた緊急対策として、事故直後より国土交通大臣を本部長とする対策本部を設置し、特別監査の実施など、緊急に対応するとともに、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、徹底的な再発防止策について検討するため、有識者からなる「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置しました。

さらに、２月３日付けで公益社団法人日本バス協会に対し、次の事故防止通達を発出しましのので、関係者の方々におかれましては周知をお願いいたします。

「軽井沢スキーバス事故を受けた対策について」
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000050.html

◆運転者に対する運転技能の指導の徹底について
当該事故原因については、現在、警察において捜査中であり、また、事業用自動車事故調査委員会においても調査を実施しているところですが、事故時に運転していた運転者が大型バスの運転に不慣れであったことが一つの原因であったとの指摘もあります。
このため、バス輸送の安全確保の徹底を図り、安全・安心の回復に万全を期すため、改めて下記事項について徹底を図って下さい。
なお、今般の事故を踏まえた再発防止策については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において検討しているところであり、今後、追加的な対策を講じていくこともあり得ることを申し添えます。

記

１　新たに雇い入れた運転者であって、過去３年以内に同一の種類の事業の事業用自動車の運転者として選任されていた者についても、過去の経歴・運転経験を把握した上で、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

２　新たに雇い入れた運転者以外の運転者についても、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、必要に応じ、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

３　その際、添乗等による指導のほか、参加・体験・実践型の指導及び監督の手法や、自動車安全運転センターや自動車教習所等の外部の専門的機関を積極的に活用するよう努めるとともに、「指導及び監督の実施マニュアル」（平成２４年３月発行）を活用し、実効性のある指導・監督を実施すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118206.pdf

◆貸切バスの安全確保の再徹底について
　軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省は、全国の地方運輸局等において、貸切バスの出発時における街頭監査を緊急的に実施しているところです。
　１月２９日現在、全国１７カ所で監査を実施し、監査車両９６台のうち４５台に、法令違反又は法令違反の疑いが確認されています。これらの多くは、乗務員の過労運転防止のための遵守事項のチェックのために定められている運行指示書の記載不備、あるいは車内表示の不備等、いずれも基本的遵守事項であり、事故の再発防止の取り組みが行われている最中にもかかわらず、社会の信頼を揺るがす事態になっていることは誠に遺憾です。
　ついては、これらの法令違反の防止を徹底するため、街頭監査時に確認された違反の多い事項を中心に、事業者が注意すべき事項をとりまとめました。
　出庫時には、運行管理者が、別紙を活用した最終確認を必ず行い、法令遵守を確実に履行することにより、輸送の安全確保の徹底に万全を期して下さい。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118207.pdf

◆貸切バスのシートベルトの着用徹底について
　当該事故に関連する報道では、この種の貸切バス等では、乗客がシートベルトを着用していないことが多いとの指摘がなされているところであります。
　シートベルトの着用は、衝突時の被害を軽減したり、車外放出の危険性を低くする等、死亡事故防止に効果があり、また、道路交通法（昭和35年法律第105号）において全ての座席においてシートベルトを着用させるよう運転者に義務付けられているところでありますが、今般改めて下記事項について周知・徹底を図って下さい。

記

１　乗客の安全を確保するため、次の事項について徹底すること。
（１）シートベルトを座席に埋没させないなど、シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
（２）別添リーフレットの座席ポケットへの備付け等により乗客へのシートベルトの着用の注意喚起を行うこと
また、貴協会において配布しているステッカーや事業者が各自作成しているステッカーについても、座席に貼付するなど積極的に活用すること
（３）車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すこと
（４）発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認すること

（交替運転者や添乗員の補助を得ることも可）
２ その他、待合室や営業所への備付け、安全キャンペーンでの街頭配布を始め、あらゆる機会を捉え、別添リーフレットを配布すること等により、シートベルト着用の励行を図ること。
３ 乗務員に対し、適正にシートベルトを着用するよう指導すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ http://www.mlit.go.jp/common/001118205.pdf
「バス乗車の際はシートベルトを締めましょう！！」
→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000052.html

◇◇◇

→　http://www.mlit.go.jp/common/001118204.pdf

◆自家用有償の安全確保の徹底について
自家用有償旅客運送は、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要である運送に限り、自動車運送事業の例外として認められているものです。
このような立法趣旨から、自家用有償旅客運送については、自動車運送事業とは異なる安全上の要件が課されていますが、輸送の安全の確保は、自家用有償旅客運送者においても最大の使命です。
このため、自家用有償旅客運送の安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、管内の自家用有償旅客運送者に対し、安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう、下記事項について周知徹底を図って下さい。

記

１．運行管理体制を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
（１）乗務前の運転者に対する安全運転のための確認を確実に実施すること
（２）運行の安全を確保するための必要な指示を確実に行うこと
２．乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、運転者に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月２９日付けで、指定都道府県・市区町村の長に対し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118204.pdf

◇◇◇

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆